

平成30年第2回

奈良県後期高齢者医療  
広域連合議会（定例会）会議録

開会 平成30年11月12日

閉会 平成30年11月12日

奈良県後期高齢者医療広域連合議会



6番 伊 木 まり子 君  
8番 新 澤 良 文 君  
9番 青 木 義 勝 君  
10番 堀 口 誠 君  
11番 森 下 豊 君  
12番 太 田 好 紀 君  
13番 東 川 裕 君  
14番 吉 田 弘 明 君  
15番 阿 古 和 彦 君  
16番 高 見 省 次 君  
17番 中 西 和 夫 君  
19番 今 中 富 夫 君

欠席議員（3名）

7番 森 田 瞳 君  
18番 森 川 裕 一 君  
20番 北 岡 篤 君

6. 説明のため出席した者

広域連合長	上 田 清 君
副広域連合長	吉 田 誠 克 君
代表監査委員	上 田 和 利 君
会計管理者	中 野 広 実 君
理 事	園 田 正 行 君
事務局次長	楠 原 秀 章 君
総務課長	松 浦 史 武 君
事業課長	山 本 光 伸 君

7. 職務のため出席した者

書 記	大 前 玲 子
事務局職員	石 井 智 之
速 記	中 尾 光 希

**議長（札辻輝巳君）** それでは、改めまして、こんにちは。よろしくお願ひ申し上げておきます。

ただいまより平成 3 0 年第 2 回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議につきましては、関係者による写真等の撮影を許可いたしておりますので、ご承認願ひいます。

次に、広域連合長より奈良県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第 1 2 条第 2 項に基づき、債権放棄に係る報告書の提出がありました。議席に配付しておりますとおりでございますので、ご清覧おき願ひいます。

また、監査委員より例月出納検査の結果報告書の提出がありました。議席に配付しておりますとおりでございますので、ご清覧おき願ひいます。

広域連合長より招集の挨拶がございます。

広域連合長。

**広域連合長（上田 清君）** 皆さん、こんにちは。奈良県後期高齢者医療広域連合議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成 3 0 年第 2 回広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公務ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろより高齢者医療制度の運営にご理解とご協力をいただき、改めて御礼を申し上げたいと存じます。

現在、国では、持続可能な公的医療保険制度を構築するため、薬価制度の抜本改革などさまざまな分野で改革・見直しを進めており、平成 3 0 年度は、診療報酬本体と薬価等を合わせて 1. 1 9 % のマイナス改定、国民健康保険の財政運営の都道府県単位化や介護保険制度改正の施行など、重要な施策の節目の年に当たることから、地域医療構想の実現や医療計画及び介護保険事業計画の整合的な策定等を行うとともに、医療費の適正化や健康増進、予防の推進等を行うこととされております。

本年 6 月に閣議決定された政府の未来投資戦略 2 0 1 8 では、医療費の適正化などに向けて加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取り組み状況等を分析・通知をする健康スコアリングについて、国保・後期高齢者医療広域連合でも 3 1 年度中に開始すると明記をされているところでございます。

また、厚生労働省では、高齢者の特性を踏まえた保健事業の考え方や具体的な内容を示した高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインを本年 4 月に策定され、全国で高齢者を対象とした保健事業の推進が行われております。

このような状況を踏まえ、当広域連合としましては、本年 6 月に策定した第 2 期データヘルス計画に基づき、関係市町村と連携の上、健康診査、口腔健診等の保健事業やジェネリック医薬品差額通知などの医療費適正化事業を推進することで被保険者の健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化に努め、高齢者医療制度の更なる安定、ひいては高齢者の方々に安心して必要な医療を受けていただけるよう、健康寿命の延伸に向けてさまざまな施策を講じてまいり所存でございます。

本定例会におきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分承認案 1 件と、平成 2 9 年度奈良県後期高齢者医療広域連合の一般会計及び特別会計

の決算認定2件、平成30年度特別会計の補正予算1件、公平委員会委員の選任同意の人事案件1件、合計5議案を提出させていただいております。何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれの議案について、ご承認、ご認定、ご議決並びにご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりまして招集のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**議長（札辻輝巳君）** それでは、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。

直ちに日程に入ります。

日程第1、議席の指定を議題といたします。

先の広域連合議会議員選挙に当選され、議員になりました高見省次君の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、私より指定いたします。

高見省次君の議席を16番に指定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番、阿古和彦君、16番、高見省次君、以上2名の方を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日11月12日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第4、承第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長（上田 清君）** ただいま上程をいただきました承第1号についてご説明を申し上げます。

承第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についてをご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

本案は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の一部改正に伴い、保険料特例軽減、9割軽減を適用するための条項が変更となったことにより、引用している条項を修正するための改正でございます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（札辻輝巳君）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。よって、承第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5、認第1号、平成29年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認第2号、平成29年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) ただいま上程をいただきました認第1号及び認第2号の2案件について、一括してご説明を申し上げます。

まず、認第1号、平成29年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

議案書の12ページをご覧くださいと存じます。

平成29年度の一般会計決算は、歳入総額7億4,478万8,338円、歳出総額6億6,161万8,792円で、実質収支額は8,316万9,546円となっております。歳入では、分担金及び負担金として構成市町村からの負担金が歳入の89.5%を占めております。歳出では民生費が歳出の83.7%となり、歳出の大半を占めておりますが、これは後期高齢者医療特別会計への繰出金で、その用途の主なもの職員の人件費等の事務費でございます。

次に、認第2号、平成29年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

議案書の30ページをご覧くださいと存じます。

平成29年度の特別会計決算は、歳入総額1,784億3,378万9,422円、歳出総額1,751億5,123万8,200円で、実質収支額は32億8,255万1,222円となっております。歳入では、国庫支出金が歳入の31.6%を占めており、国からの療養給付費負担金や高額医療費負担金、調整交付金、円滑運営臨時特例交付金などが主なものとなっております。さらに、社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金が歳入の40.0%を占めております。歳出では、保険給付費が1,706億6,617万666円で、歳出の97.4%となり、歳出の大部分を占めております。

また、議案書の16ページをご覧くださいと存じます。

歳入の10款、諸収入、3項、雑入において、不能欠損額1,357万4,657円を計上してお

ります。その内訳は、時効により債権が消滅いたしまして、負担区分変更に伴う不当利得返還金 2 1 8 件、1,298万8,010円、奈良県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づき債権放棄をいたしました診療報酬返還金 1 件、58万3,720円、高額療養費誤払いによる不当利得返還金 1 件、2,927円となっております。

以上、一括上程をいただきました案件について、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（札辻輝巳君）** 次に、代表監査委員より決算審査の結果報告を受けます。

代表監査委員、上田和利君。

**代表監査委員（上田和利君）** 上田でございます。それでは、監査委員を代表いたしまして、平成 2 9 年度決算審査報告を申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、平成 2 9 年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、広域連合長から提出されました決算書をもとに審査を行いました。審査につきましては、西村監査委員さんとともに決算書及び決算附属書類について関係諸帳簿と調査・照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について検討し、あわせて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、実施したものであります。

その結果、審査に付された一般会計及び特別会計の決算書及び附属書類は、関係法令の諸規定に準じて適法に作成され、計数等はいずれも正確で適正に処理されており、予算の執行状況につきましても適正であると認められました。

決算の概要についてでございますが、まず、一般会計につきましては、歳入総額 7 億 4,478 万 8,338 円、歳出総額 6 億 6,161 万 8,792 円で、8,316 万 9,546 円の黒字となっております。

次に、特別会計につきましては、歳入総額 1,784 億 3,378 万 9,422 円、歳出総額 1,751 億 5,123 万 8,200 円で、32 億 8,255 万 1,222 円の黒字となっております。また、後期高齢者医療給付費等準備基金といたしましては、年度末現在高が 1 4 億 4,786 万 6,645 円となっております。

詳細につきましては、お配りしております決算審査意見書のとおりでございますが、特別会計の歳入において不納欠損額が計上されております。給付の適正化や公正公平の観点から適正な債権管理に努めるとともに、収入未済の速やかな回収及び縮減に向け尽力されるよう指摘をしておきます。また、今後も予算編成や計画的な資金収支に留意され、限りある財源の有効活用を望むとともに、歳入歳出両面において収支の改善を図りつつ事業を推進し、堅実かつ効率的な制度運営を期待するものでございます。

簡単ではございますが、以上をもちまして決算審査報告といたします。

**議長（札辻輝巳君）** これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** これをもって質疑を終わります。

これより討論・採決に入ります。

討論・採決は1議案ごとに行います。

認第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(札辻輝巳君)** これをもって討論を終わります。

これより認第1号の採決を行います。

認第1号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(札辻輝巳君)** ご異議なしと認めます。よって、認第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(札辻輝巳君)** これをもって討論を終わります。

これより認第2号の採決を行います。

認第2号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(札辻輝巳君)** ご異議なしと認めます。よって、認第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第6、議第6号、平成30年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長(上田 清君)** ただいま上程をいただきました議第6号についてご説明を申し上げます。

議第6号、平成30年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

議案書の34ページをご覧くださいと存じます。

平成29年度の療養給付費負担金等の額が確定したことによる精算に伴う補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ24億5,030万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,821億4,387万2,000円とするものでございます。

詳細についてであります。歳出といたしまして、平成29年度の市町村及び国の療養給付費負担金、国・県の高額医療費負担金、国の財政調整交付金、後期高齢者交付金、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金及び医療制度事業費補助金の確定に伴う償還金として償還金24億5,030万1,000円を増額するものでございます。また、歳入といたしまして、市町村からの療養給付費過年度負担金2億3,792万8,000円、県からの療養給付費過年度負担金2,398万4,000円を増額するものでございます。

以上、上程をいただきました議案について、その概要を申し上げます。よろしくご審議の上、



ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、同第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程をいただきました同第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

議案書の39ページをご覧ください。

本案につきましては、平成30年11月10日付の亀田公平委員会委員の任期満了に伴い、委員として田仲敦三氏を選任いたしたく、議会のご同意を求めるものでございます。

田仲氏は、現在、御所市公平委員会の委員長としてもご活躍されており、豊富な識見、高潔な人格からも適任者であると存じますので、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。よって、同第1号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、日程第8、一般質問を行います。

通告に従い、質問を許可いたします。

16番、高見君。

16番（高見省次君） 先ほど16番議席をいただきました高見でございます。議長のご承認をいただきましたので、私、就任して初めての議会となりますが、一般質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

奈良県後期高齢者医療広域連合の理事者の皆様、また各議員の皆様におかれましては、奈良県後期高齢者医療広域連合の運営に大変ご尽力いただいておりますことを心から感謝申し上げます。

ご承知のとおり、日本は世界に例を見ないスピードで高齢社会を迎えておりまして、最近の報道等によりますと、後期高齢者の数が前期高齢者の数を上回るほどになってきていると認識しております。そうした中でこの広域連合の役割がますます大きくなってきているというふうに感じております。医療費が毎年膨らんでいく中で住民の負担も増加していておりますので、その点について質問をさせていただきます。

まず、第1点、保険料の算定決定のプロセスについてでございます。

後期高齢者医療保険料につきましては、2年に1度、保険料の見直しが行われることとなっております。平成30年度で6度目の保険料見直しが行われたところでございますが、後期高齢者医療保険料は見直しのたびに保険料が上がっており、被保険者に対する負担は増加する一方となっております。しかしながら、保険料決定に係る根拠につきましては明らかになっておらず、奈良県後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療保険料の決定についてはどのようなプロセスを経て決定されているのか、お伺いしたいと思います。

第2に、関連ですが、この保険料決定のプロセスにかかわる住民への広報についてお伺いいたします。

今、最初の質問のとおり、被保険者に対して保険料の決定のプロセスが周知されているのかというところでございます。奈良県における被保険者1人当たりの医療費が右肩上がり増加している中で、財政状況が厳しく、後期高齢者医療保険料が見直しのたびに上がっていくということは一定理解できるところでございますけれども、各市町村において保険料決定に関する広報は、奈良県後期高齢者医療広域連合が示した保険料算定方法を掲載するのみで、保険料決定のプロセスについては示されていないと思っております。なぜ保険料が上がっていくのか、被保険者が納得できるような保険料決定のプロセス・根拠を周知していただきたいと思っておりますが、その点についてお伺いしたいと思います。

第3に、収入の確保についてでございます。

平成29年度後期高齢者医療特別会計決算におきましての不納欠損についてですが、1つ、平成21年度から23年度にかけて被保険者の負担区分が1割から3割に変更したことに伴う不当利得返還金、2つ、医療機関の診療報酬不正請求により生じた診療報酬返還金、3つ、高額療養費誤払いによる不当利得返還金があり、それぞれが時効により債権が消滅したことにより不納欠損をする

というご説明でございます。債権に対する徴収についてどのような対応をされているのか、お伺いしたいと思います。また、時効を延長すべく具体的な方策はとられているのでしょうか。

負担区分の変更による不当利得返還金につきましては、当初、3年間さかのぼって負担区分を変更されていましたが、平成24年度の会計検査院検査において5年間さかのぼるよう指摘があり、この是正をするのに相当の期間を要した結果、時効を迎えてしまったとご説明をいただいたわけですが、今後はこのようなことがないのでしょうか。

医療機関の診療報酬不正請求につきましては、当初は少しずつでも返還をさせていただいていたが、経営不振により破産されたことから債権を放棄せざるを得ない状況だとのご説明がございました。医療機関の診療報酬不正請求については今後もあり得ることだと思われませんが、こういった事案に対する予防策はどのように講じられるのか伺います。

医療費や診療報酬については、被保険者からいただいた貴重な保険料で賄われていることから、発生した債権に対して単に時効が成立したからといった理由ではなく、債権を確実に回収できるような対策を講じる必要があるのではないかと思います。

以上の3点につきまして質問をいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**議長（札辻輝巳君）** 広域連合長。

**広域連合長（上田 清君）** それでは、高見議員の3点にわたるご質問にお答えいたします。

まず、1点目、保険料率算定決定のプロセスについてでございます。

まずは、保険料率につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」で、政令の定める基準に従い算定し、広域連合の条例で定めることとなっております。具体的な算定方法につきましては、詳細な資料を広域連合のホームページに掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと存じますが、概略を申し上げますと、厚生労働省から提供される保険料率を算定するシートを用いることとなっております。

当広域連合は、2カ年の被保険者数とその被保険者に係る総所得額と総医療費を推計し、診療報酬改定率や厚生労働省が示す高齢者負担率、つまり保険料で負担していただく割合などとあわせて入力をいたしますと自動的に保険料率が算出される仕組みとなっております。

30年度、31年度の保険料率算定の経過に関しましては、29年8月ごろから厚生労働省より随時保険料率改正のスケジュールと参考となる数値が提示され、12月まで当広域連合で検討を重ねてまいりました。その後、30年1月ごろに県及び市町村へ情報提供する一方、被保険者や有識者と行政で構成する長寿医療制度懇話会においてもご説明をし、ご意見をいただきました後に、2月議会において条例の改正を承認していただいたものでございます。

総医療費等をどう見込むかで保険料率が大きく左右されることとなりますが、前期の保険料率算定につきましては、28年度の決算、それから今議会で提出いたしました29年度の決算からもわかるとおり、総医療費等の見込みについてはおおむね適切であったと考えているところでございます。

次に、2点目の保険料算定決定のプロセスに係る住民への広報についてでございます。

議員ご指摘のように、保険料率はこれまで6度にわたり設定見直しを行っておりますが、増加の一途をたどっておりますのは事実でございます。このため、どうして保険料が増加するのかを住民

にわかりやすくお知らせすることは、制度についての理解が得られるとともに、住民の健康の保持増進に向けた行動を促進し、医療費の抑制にもつながる可能性があることから、保険料率の算定のプロセスや根拠について十分広報していくことは大変重要であると考えております。

算定した結果である保険料率については、従来から県及び市町村の広報誌で広報するとともに、被保険者には被保険者証を送付する際にパンフレットを同封して周知に努めているところですが、議員ご指摘の算定根拠については、広域連合のホームページに詳細な資料を掲載しているものの、県や市町村の広報誌、被保険者用のパンフレットでは誌面の都合もあり、十分な周知は難しい状況でございます。しかしながら、保険料率の算定根拠をご理解いただくことは大変重要であることから、今後は他の医療保険や介護保険における例を参考にさせていただき、市町村とも相談をさせていただきながら被保険者の方々にわかりやすい説明を工夫・検討してまいりたいと考えております。

最後に、3点目、収入の確保についてでございます。

まずは、今回の決算における不納欠損処理について、ご心配をおかけしたことについてはお詫びを申し上げます。今回の不納欠損は大きく2つに分かれております。

1つは債権の放棄であります。債権放棄するには、原則、議会の承認が必要となりますが、昨年制定いただいた債権管理条例により、一定の類型に当てはまるものについては債権の回収に努力してもほぼ不可能であることから、広域連合長の権限で債権放棄ができるようにしていただきました。今回の不納欠損のうち、破産した医療法人に対するもの1件と、無資力の個人に対するもの1件については、まさにこの条例の定める要件に当てはまるものとして債権放棄をしたものでございます。

そして、もう1つが平成23年度の会計検査院の検査の結果、是正指導のあった平成21年度から23年度までに発生いたしました負担区分の変更に伴う不当利得返還金についてでございます。これは、所得の修正申告等により患者負担区分の割合が1割から3割にさかのぼって変更されたことに伴い発生した患者負担分の差額分である2割相当分を不当利得として返還請求すべきところ、一部時効によりその請求権が消滅したものでございます。

これは、制度の施行当初で全国的に返還請求が行われていないという状況で発生したのですが、電算システムが返還金に関して十分対応しておらず、市町村における被保険者の所得情報と連携するシステムの改修が必要になったことや、対象者や対象金額の確定作業をほとんど手作業で行わざるを得なかったことが原因で長期の期間を要したものでございます。したがって、対象者や対象金額が確定したのが平成29年3月となり、その時点では既に発生から5年を経過していたために時効により請求権が消滅したと判断したものでございます。なお、一部残っております平成23年8月から12月分は現在確定作業中ですので、作業完了後、同様に処理することになります。

ご心配いただいているように、返還金が新たに発生し、それがさらに未回収となるのは適当ではありませんので、会計検査院の指摘以後、具体的には平成24年1月以降に発生した返還金を優先して回収に取り組んでまいりました。現在でも毎年100件程度の返還金が発生しておりますが、ほぼ9割は回収しており、残りの1割については回収困難となる傾向にありますので、適時に督促等を行い、時効消滅しないよう回収に努めているところでございます。

債権の適切な管理は大変重要なことであり、29年2月には奈良県では他の広域連合よりも比較

的早い時期に債権管理条例を制定したところでございます。また、回収に当たる職員が民法等の債権管理制度に精通していることが必要となるため、現在、広域連合では債権管理マニュアルの作成に取り組んでいるところでございます。今後は、これらによりましてさらに適切な債権管理と確実な回収に努めてまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘のように、診療報酬の不正請求の防止を図っていくことも重要であります。現在は、不正請求点検のために国保連合会の審査会において審査をお願いする一方、当広域連合においても療養費の2次点検を行うとともに、被保険者へ医療費通知を行い、その内容を確認していただいているところでございます。

今後とも、審査会において不適切事案や被保険者から寄せられた相談や情報提供をもとに、不正が疑われる場合には近畿厚生局、県・市町村とも連携を密にして適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（札辻輝巳君）** 高見君。

**16番（高見省次君）** ありがとうございます。

保険料算定根拠についても、今、ご説明いただいた中で、今後、行政組織として被保険者へ十分な説明責任を果たしていくためにご努力いただけるということで、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、収入の確保につきましても、さまざまなケースのご説明をいただきました。今後、やはり公平な財政運営というところで収入の確保というところをしっかりと取り組んでいただきたいということで、今ご説明いただいてよく理解できましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

**議長（札辻輝巳君）** 以上で一般質問を終わります。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

よって、本定例会はこれで閉じることいたします。

議員各位には、慎重なる審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

理事者におかれましては、今後も後期高齢者医療制度の円滑な運営に努力されるよう期待するものでございます。

閉会に当たり、広域連合長より挨拶がござひます。

広域連合長。

**広域連合長（上田 清君）** 平成30年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本日の議事に提案申し上げます案件につきまして慎重にご審議をいただき、原案どおりご承認、ご認定、ご議決並びにご同意を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

今後も安定的かつ円滑な制度運営に向けて、県や各市町村と密接に協力・連携をとりながら業務に精励をしまひる所存でござひます。

議員の皆様方におかれましても、今後ともなお一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単でございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

**議長（札辻輝巳君）** それでは、これをもって平成30年第2回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦勞様ございました。

閉 会 午後2時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長

札 辻 輝 巳

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

阿 古 和 彦

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

高 見 省 次